

新旧対照表

○北海道青少年健全育成条例施行規則

新	旧
<p>(立入調査の指名、証票)</p> <p>第11条 条例第53条第1項の当該職員は、<u>保健福祉部</u>、総合振興局及び振興局の関係職員並びに道の児童福祉機関に勤務する職員のうちから、知事があらかじめ指名する。</p>	<p>(立入調査の指名、証票)</p> <p>第11条 条例第53条第1項の当該職員は、<u>環境生活部</u>、総合振興局及び振興局の関係職員並びに道の児童福祉機関に勤務する職員のうちから、知事があらかじめ指名する。</p>